

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、手取川流域で1000年以上に1度の大雨(24時間の総雨量539mm)が降り、手取川が氾濫したことを想定した場合、当会が立地する壺ツ屋地区のほか、多くの地域で3mを超える浸水が予想されている。

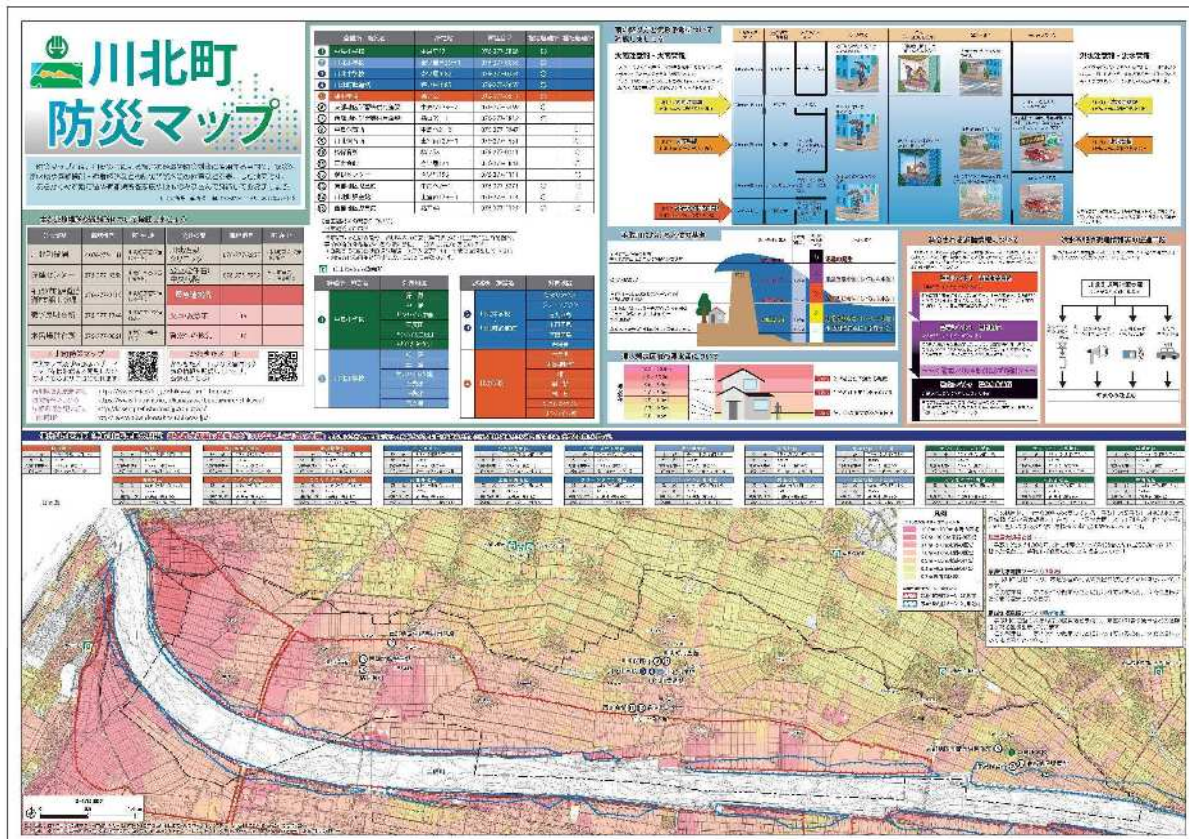
川北町は、手取川流域の沖積平野部に位置しており、

- ・地形的に標高差が小さい
- ・河川氾濫時には広範囲に水が広がりやすい
- ・流速が遅く、浸水が長時間継続する可能性がある

といった特徴を有する。

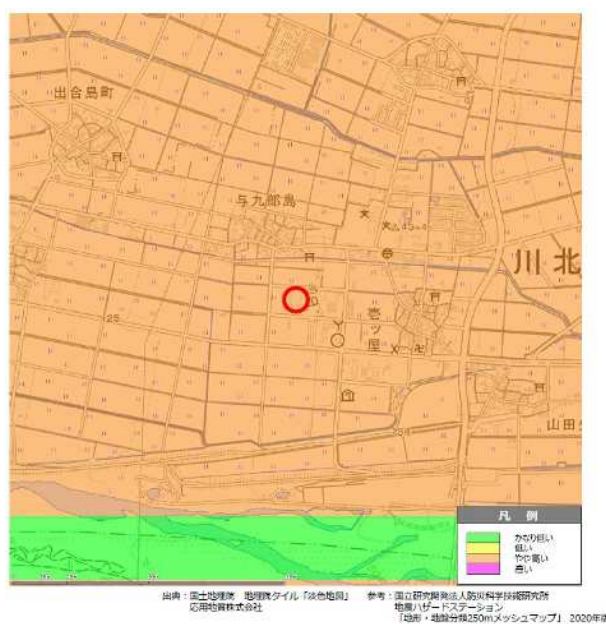
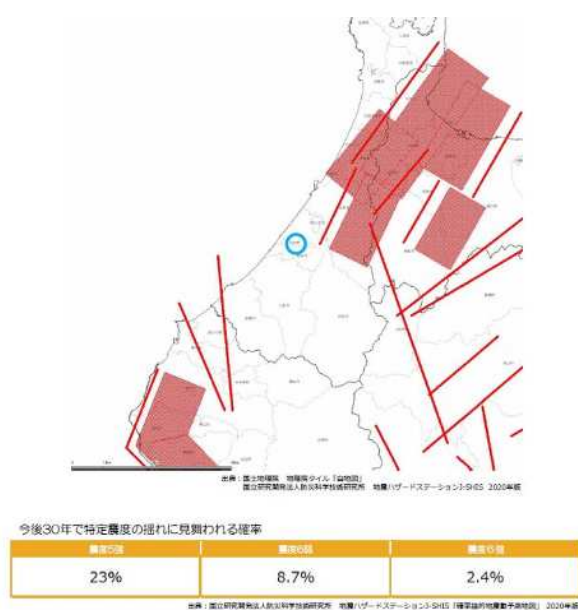
このため、一度洪水が発生した場合、人的被害のみならず、生活・産業活動への長期的影響が懸念される。

また、当町においては、直近では1934年(昭和9年)7月11日に「手取川大洪水」が発生している。この洪水では、死者行方不明37人、流失倒壊家屋263戸、床上浸水438戸に及ぶ被害が生じ、極めて甚大な災害となった。



(地震：J-SHIS)

川北町に影響を及ぼすことが予想される活断層としては、森本・富樫断層帯がある。地震ハザードステーションの「確率論的地震動予測地図 2020年版」等によると、今後30年で特定震度の揺れに見舞われる確率は震度5強で23%、震度6弱で8.7%、震度6強で2.4%となっている。また、地震時の液状化の発生可能性が「やや高い」となっている。



(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国かつ急速なまん延により、当町においても多くの町民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 251人
- ・小規模事業者数 192人

【内 訳】

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商 工 業 者	建設業	55	51	町内に広く分散している
	製造業	51	29	町内に広く分散している。
	卸・小売・飲食店	45	29	町内に広く分散している。
	サービス業	62	56	町内に広く分散している。
	その他	38	27	町内に広く分散している。

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

・地域防災計画の策定

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定により、川北町の地域に係わる災害に関し、防災の万全を期し、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に策定し、必要に応じて見直しを行っている。

地域防災計画では、災害による被害の軽減を図るため、防災関連施設の整備、平常からの防災訓練、町民への防災知識の普及等に関する「災害予防計画」と災害時における初動期の対策及び応急対策など、被害の拡大防止に関する「災害応急対策計画」、被災者の生活安定と社会経済活動の早期回復のための「災害復旧計画」について記載されている。

・訓練(研修会)の実施

各地区(自主防災組織)との連携のため、指定避難所ごとに現地研修会を実施し、資機材や食料の備蓄場所の確認や、段ボールベッド・段ボール間仕切りなどの組立訓練を行い、講師を招いた全体研修会も行っている。

町職員についても防災対策作業部会を開催し、地区同様指定避難所の現地研修会などを行っている。

・備蓄品の整備

災害応急対策に必要とされる備蓄物資について、指定避難所に備蓄している。

・防災マップの配布

災害から身を守るための行動と備えや、手取川氾濫による洪水浸水想定区域図などが記載された防災マップを作成し、全戸配布している。(令和5年3月に最新版を配布)

2) 当会の取組

・事業者BCPに関する国の施策の周知

平成30年5月に、中小企業庁が作成する支援機関向け中小企業BCP支援ガイドブックが商工会の全経営指導員に配布され、また平成31年から事業継続力強化計画の国の認定制度がスタートしたことを受けて、以降、事業所巡回時に「防災」及び「災害時における事業継続の必要性」についての啓蒙と同計画への取組みを推進しているところである。

・事業者BCP策定セミナーの開催

平成30年、令和4年と本会主催で同セミナーを合計2回開催している。

・商工会が扱う休業対応応援共済やビジネス総合保険への加入推進

事業所の災害による休業リスクに対応するため、全日本火災共済協同組合連合会が扱う「休業対応応援共済」や全国商工会連合会の商品で、事業者の事業活動を包括的にカバーする「ビジネス総合保険(引受保険会社：東京海上日動、損保ジャパン日本興亜、三井住友海上、あいおいニッセイ)」を会員向けに用意し、会員事業所へ加入推進を行っている。

II 課題

現状では、緊急時の取組について漠然とした記載にとどまっており、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。

令和6年能登半島地震のような被害が甚大な災害が発生した場合、商工会自体も被災するため、支援機関としての機能が著しく低下する恐れがある。

そのため、商工会連合会・商工会議所連合会・県・国等と連携した緊急的な支援体制の構築を行う

必要がある。

また、感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知するなどが必要である。

更には、町の担当課を通じて、町民レベルでの防災意識の向上は進みつつあるものの、当町の事業所レベルでのBCP策定に対する意識はまだ低く、さらなる啓発活動が必要な状況である。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対して自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・平日・休日を問わず発災時、非常時における連絡・情報共有体制を円滑に行うため、当会と関係機関（県・町・商工会連合会など）との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・管内事業所の事業継続力強化計画の認定取得に向けての支援を実施する。
- ・事業所の災害リスクを軽減させるため、対応した保険や共済への加入推進を強化する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに石川県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和8年4月1日～ 令和13年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・ 当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

〈1. 事前の対策〉

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知（当会、当町）

- ・ 巡回時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害リスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、共済や保険への加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、共済の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、共済や保険の紹介等を実施する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成（当会）

- ・ 当会は本年度に事業継続計画を作成（別添）。

3) 関係団体等との連携（当会、当町）

- ・ 全国商工会連合会と提携している東京海上日動保険に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ（当会）

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認。
- ・ 川北町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を年一回、開催し、状況の確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施（当会、当町）

- ・ 自然災害（マグニチュード7.0の地震又は手取川の氾濫による洪水等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートを確認を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

(2. 発災後の対策)

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認 (当会、当町)

- ・発災後は当会では事務局長、当町では産業経済課が統括となり 1 時間以内に職員の安否確認を行い、安否結果を当会と当町で共有する。

(SNS や電話等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と当町で共有する。)

- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、川北町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定 (当会、当町)

- ・当会と当町の間で、石川県・商工会連合会とも情報共有しながら、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。等

- ・職員全員が被災する場合等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、自然災害発生から概ね 5 日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 10% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が分断されており、確認が出来ない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内 1% 程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。・地区内 0.1% 程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、比較的大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

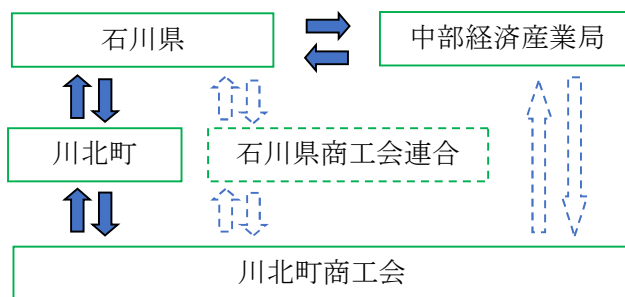
- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報を共有する。

発災後～1 週間	被害状況が入り次第、随時共有する。
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する。
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する。

- ・当町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

〈3. 発災時における指示命令系統・連絡体制〉(当会、当町)

- ・平日・休日を問わず、自然災害発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と当町では自然災害による被害状況の確認方法や被害額(合計、建物、設備、商品等)の算定方法について、あらかじめ確認しておく。また、被災事業者からのヒアリング等により被災状況の情報収集を行い、被害額や被害状況を事業者管理台帳に記載して被災情報の整理を行う。
- ・当会と当町が共有した情報を、石川県の指定する方法にて当町より石川県へ、当会より石川県商工会連合会へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を石川県の指定する方法にて当会又は当町より石川県へ報告する。



〈4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援〉(当会、当町)

- ・窓口相談の開設方法について、川北町と相談する(当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策(国や県、町の施策)について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉(当会、当町)

- ・石川県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・当会の被害が小さく、登記職員の応援派遣が可能な場合は、被災商工会、石川県、商工会連合会、などからの求めに応じて、被災地への応援派遣を行う。
- ・被害規模が大きく、当会の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を石川県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度(融資制度、補助制度等)について、国の機関や石川県等を通じて当会・当町で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

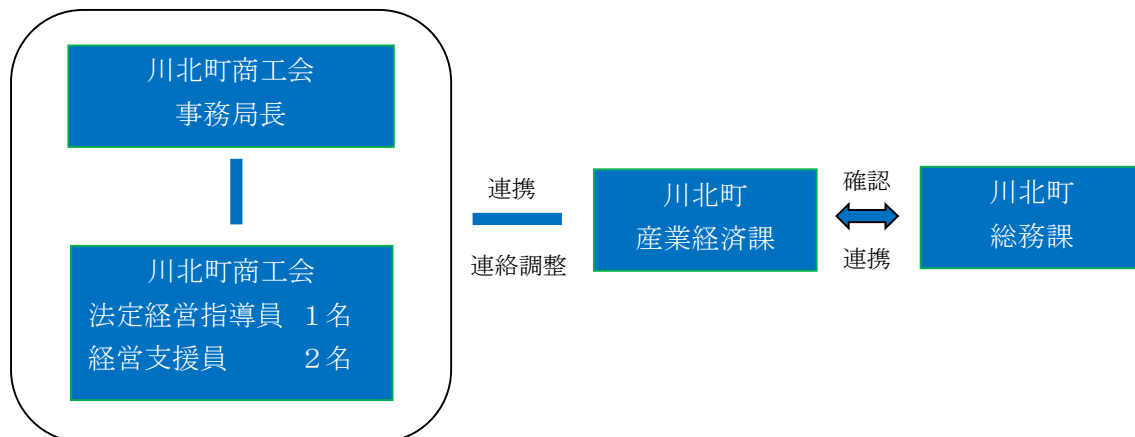
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 坂井 雅弘 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町連絡先

①商工会/商工会議所

川北町商工会

〒923-1267 石川県能美郡川北町字壱ツ屋 93 番地

TEL: 076-277-2133 / FAX: 076-277-2133

E-mail: kts@shoko.or.jp

②関係市町

川北町 産業経済課

〒923-1267 石川県能美郡川北町字壱ツ屋 174 番地

TEL: 076-277-1124 / FAX: 076-277-2584

E-mail: sankei@town.kawakita.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに石川県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	220	220	220	220	220
・協議会運営費	20	20	20	20	20
・セミナー開催費	100	100	100	100	100
・パンフ、チラシ作成費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費・手数料等収入、国、県及び町補助金、

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

